

(一関市望洋平キャンプ場条例の一部改正)

改正前			改正後		
<p>(定期休日)</p> <p>第6条 キャンプ場の定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1) 毎週<u>月曜日</u>。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、当該休日以後の直近の休日でない日とする。</p> <p>(2) [略]</p>			<p>(定期休日)</p> <p>第6条 キャンプ場の定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1) 毎週<u>火曜日</u>。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、当該休日以後の直近の休日でない日とする。</p> <p>(2) [略]</p>		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
種別	利用料金の限度額	摘要	種別	利用料金の限度額	摘要
バンガロー （1棟）	<p>けやき・こぶし・みずき・すぎ</p> <p>3人用 宿泊 <u>2,100</u> 日帰り <u>1,050</u></p>		バンガロー （1棟）	<p>けやき・こぶし・みずき・すぎ</p> <p>3人用 宿泊 <u>2,200</u> 日帰り <u>1,100</u></p>	
〃	<p>ぶな</p> <p>4人用 宿泊 <u>3,150</u> 日帰り <u>1,575</u></p>		〃	<p>ぶな</p> <p>4人用 宿泊 <u>3,300</u> 日帰り <u>1,650</u></p>	
〃	<p>みずなら</p> <p>6人用 宿泊 <u>3,675</u> 日帰り <u>2,100</u></p>		〃	<p>みずなら</p> <p>6人用 宿泊 <u>3,850</u> 日帰り <u>2,200</u></p>	
〃	<p>つつじ・もみじ</p> <p>6人用 宿泊 <u>4,200</u> 日帰り <u>2,100</u></p>		〃	<p>つつじ・もみじ</p> <p>6人用 宿泊 <u>4,400</u> 日帰り <u>2,200</u></p>	
〃	<p>しらかば・</p> <p>8人用</p>		〃	<p>しらかば・</p> <p>8人用</p>	

	かえで	宿泊 <u>4,200</u> 日帰り <u>2,100</u>			かえで	宿泊 <u>4,400</u> 日帰り <u>2,200</u>		
<u>温水シャワー（3分間）</u>			<u>100</u>					
備考 改正部分は、下線の部分である。								